

医政總発0927第3号
平成25年 9月27日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 会長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

生体内の圧力の計量単位に係る計量単位令の改正について

標記について、別添のとおり、各都道府県医政主管部（局）長に通知を発出いたしましたので、貴職におかれても、当該通知の内容について御了知いただき、管下会員に対する周知、協力方お願い申し上げます。





医政総発0927第2号
平成25年 9月27日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公印省略)

計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルに係る計量単位令の改正について

表記計量単位については、計量法（平成4年法律第51号）附則第3条第3項及び計量法附則第4条の計量単位等を定める政令（平成11年政令第273号）に基づき、平成25年9月30日をもって法定計量単位から削除されることになっていたところであるが、今般、計量単位令の一部を改正する政令（平成25年政令第287号）により、特殊の計量に用いる計量単位として計量単位令別表第6第11号に追加され、生体内の圧力の計量に用いる場合に限り、法定計量単位として恒久的に使用することが可能となったので、貴管下医療関係団体及び関係業者等に対する周知方ご配慮願いたい。

事務連絡
平成25年9月26日

厚生労働省医政局総務課長
土生 栄二 殿

厚生労働省医政局経済課長
城 克文 殿

経済産業省産業技術環境局
計量行政室長 高野 芳久

生体内の圧力の計量単位に係る計量単位令の改正について（周知依頼）

平素は、計量行政の円滑な遂行にご尽力頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、計量単位令の一部を改正する政令（平成25年政令第287号）によって、これまで計量法附則第四条の計量単位等を定める政令（平成11年政令第273号）（以下「生体内圧力政令」という。）に基づき、平成25年9月30日を使用期限として法定計量単位とみなされていた水銀柱メートル（mHg）、水銀柱センチメートル（cmHg）、水銀柱ミリメートル（mmHg）、水柱メートル（mH₂O）、水柱センチメートル（cmH₂O）及び水柱ミリメートル（mmH₂O）の6単位（以下「水銀柱メートル等」という。）が、特殊の計量に用いる計量単位として計量単位令別表6第11号に追加され、生体内の圧力の計量に用いる場合に限り、水銀柱メートル等を法定計量単位として恒久的に使用することが可能となります。

つきましては、下記留意事項とあわせて、医療従事者、医療機器関係団体に周知いただきますようお願ひいたします。

ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

記

○政省令の改正内容

1. 圧力の法定計量単位は、パスカル（Pa）、ニュートン每平方メートル（N/m²）バール（bar）及び気圧（atm）並びにこれらの計量単位に10の整数乗を乗じたものを表す単位【例：ヘクトパスカル（hPa）、ミリバール（mba）】ですが、生体内の圧力を計量する場合に限り、従来から特殊の計量に用いる法定計量

単位として位置づけられていたトル (Torr)、ミリトル (mTorr) 及びマイクロトル (μ Torr) に水銀柱メートル等が追加される。

(計量単位令の一部を改正する政令)

注) 血圧の特殊の計量に用いる法定計量単位は、従来同様、水銀柱ミリメートル (mmHg) のみです。

2. 上記1. の措置に伴い、生体内圧力政令は廃止される。

(計量単位令の一部を改正する政令附則第2項)

3. 上記1. の措置に伴い、追加された計量単位の標準となるべき記号 (mHg 等 6 記号) を追加する。

(計量単位規則の一部を改正する省令。平成25年経済産業省令第50号)

別添：平成25年9月26日付け関連政省令官報（写）

(参考) 計量法上の留意事項

1. 非法定計量単位は、取引又は証明に用いることはできません。(計量法第8条)

【例：医療機関が発行する診断書に非法定計量単位である重量キログラム毎平方メートル (kgf/m²) や水銀柱インチ (inHg) を用いる場合が考えられます。】

注) 取引又は証明に該当しない場合は、用いることができます。

【例：学術論文など学術研究における単位の使用などが考えられます。】

2. 非法定計量単位による目盛り又は表記を付した計量器は、販売し、又は販売の目的で陳列することはできません。 (計量法第9条)

注1) 輸出すべき計量器は対象外です。

2) 法定計量単位を併記して販売することは可能ですが【例：頭蓋内圧計に Pa と mmHg とを併記】、法定計量単位に非法定計量単位を併記して販売することはできません【例：気道内圧計に Pa と inHg とを併記】。

以上

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



(号外)
独立行政法人国立印刷局

-

〔条約〕

省
全

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約

空告

諸事項

- (告示)

 - 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特別例等に関する法律の施行に関する省令第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件の一部を改正する件（総務・財務一）
 - 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の効力発生に関する件（外務三〇二）
 - 自動車重量税印紙の形式の全部を改正する件（財務三〇一）
 - 気象庁予報警報規程の一部を改正する件（気象庁八）
 - 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六条の規定に基づく権限又は事務の委任についての一部を改正する件（同九）

裁判所

諸事項

- 四五三二一〇五
本号で公布された法令のあらまし

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第一八一号）（国土交通省）

1 航空局安全部安全企画課等の所掌事務を変更することとした。（第一六五条、第一七〇条及び第一七三条関係）

2 気象庁総務部に置くことができる同部の所掌事務の一部を総括整理する職の数を一から二に増加させることとした。（第二二三条関係）

3 管区気象台等の所掌事務の一部を分掌させるために置くことができる地方気象台の数を五一から五四に増加させることとした。（第一四一条関係）

4 海洋気象台の名称及び位置に関する規定を削除することとした。（第一四三条関係）

5 この政令は、平成一五年一〇月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（政令第二八二号）（財務省）

1 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二四年法律第九九号）に
おいて、平成二五年一〇月分以後の物価スライ
ド特例水準の国家公務員共済組合法の年金につ
いて、一・〇パーセント引き下げるとしたこと
に伴い、年金の額を一・〇パーセント引き下げ
るための改正を行うこととした。（第一条関係）

2 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部
を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整
備を行うこととした。（第二条関係）

3 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行
することとした。

◇ 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（政令第一八六号）（財務省）	
1 関税割当制度が適用されている物品一〇品目（うち、半年ごとに関税割当の数量を定めている四品目について、平成二五年度下期における数量をそれぞれ次のとおり定めることとした。（別表関係）	
(一) 乾燥した豆（ひよこ豆、綠豆及びひら豆以外のもの）	
(1) コーンスタークの製造に使用するもののコーンフレーク、エトルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	
(2) どうもろこし（その他のもの（単体飼料用のもので粉碎その他の加工をしてないもの以外のもの））	
(三) 豆芽	
(四) でん粉及びイヌリン並びにでん粉等の調製食料品のうちでん粉が最大の重量を占めるもの	
2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	
◇ 計量単位令の一部を改正する政令（政令第一八七号）（経済産業省）	
1 生体内の圧力を計量する単位として用いられている水銀柱メートル等について、特殊の計量に用いる計量単位に追加し、その定義を定めることとした。（別表第六関係）	
2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	
◇ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一九〇号）（厚生労働省）	
1 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第二条関係）	
2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	
◇ 予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第一八八号）（厚生労働省）	
1 予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第一一条～第三条第一七条、第二一条、第二四条及び第二六条関係）	
2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	
◇ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一九一号）（厚生労働省）	
1 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第三条～第五条及第八条関係）	
2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	
1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八九号）（厚生労働省）	
2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額の改定を行うこととした。（第一八条関係）	
◇ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九二号）（内閣官房）	
1 共機関から削除し、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四五年法律第三六六号）第四二条の一三第一項の指定海上防火機関を指定公共機関として追加することとした。	
2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	
◇ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とヨーロッパ連邦との間の条約（条約第一〇号）（外務省）	
この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避等を目的として日本とヨーロッパ連邦との間で課税権の調整等を行なうものであり、その概要是、次のとおりである。	
1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税及び復興特別法人税、ニュージーランドについては所得税に適用する。（第一条及び第二条関係）	
2 この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の国内法上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）	
3 不動産所得に対する課税は、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約内の恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国において課税することができる。一方の締約国等が支払う給料等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行なう個人的活動によって取得する所得に対する課税は、当該他方の締約国内で行なわれる退職年金の報酬に対しては、一定の場合を除き、その勘定が他方の締約国内で行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。当該法人の居住地において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行なう個人的活動によって取得する所得に対する課税は、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）	
4 配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る一定の配当については免除され、その他の配当については一五パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する課税は、五パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条～第一二条関係）	
5 不動産、不動産化体株式、一定の破綻金融機関の株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）	
6 一方の締約国の居住者が勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勘定が他方の締約国内で行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。当該法人の居住地において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行なう個人的活動によって取得する所得に対する課税は、当該他方の締約国内で行なわれる退職年金の報酬に対しては、一定の場合を除き、その勘定が他方の締約国内で行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。当該法人の居住地において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行なう個人的活動によって取得する所得に対する課税は、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）	
7 一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等が支払う給料等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国において課税することができる。当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等が支払う給料等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国において課税することができる。当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等が支払う給料等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）	
8 講習会等の開催に際して取得する所得等に対する課税が免除される。（第一七条～第一九条関係）	
9 一方の締約国において課税することができる。一方の締約国等が支払う給料等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国において課税することができる。当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等が支払う給料等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）	

(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
 第三条 第七条の規定の施行前に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び当該災害により負傷し又は疾病にかかるたる住民に対する災害賠償金の支給及び当該災害による被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、同条第一項及び第二項の規定による。法律施行令第一条、第二条並びに第七条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年九月二十六日

政令第二百八十六号

内閣は、関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約

第一条に次の一號を加える。

七 所得に対する租税に関する一重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約第二十二条5

附 則

この省令は、所得に対する租税に関する一重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○経済産業省令第五十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第七条の規定に基づき、計量単位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

経済産業大臣 茂木 敏充

計量単位規則の一部を改正する省令

計量単位規則(平成四年通商産業省令第八十号)の一部を次のように改正する。

トル	Torr	を
水銀柱メートル	mHg	
水銀柱センチメートル	cmHg	
水銀柱ミリメートル	mmHg	
水柱メートル	mH ₂ O	
水柱センチメートル	cmH ₂ O	
水柱ミリメートル	mmH ₂ O	
トル	Torr	

別表第四中

附 則

この省令は、計量単位令の一部を改正する政令の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。

○国土交通省令第八十号

気象業務法(昭和二十七年法律第六百六十五号)第六条第三項、第四十三条の四第一項及び第四十三条の五の規定に基づき、気象業務法施行規則及び気象等証明及び鑑定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

(気象業務法施行規則の一部改正)

第一条 気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第二百一号)の一部を次のように改正する。

第一項中、「海洋気象台長」を削る。

(気象等証明及び鑑定規則の一部改正)

第一条 気象等証明及び鑑定規則(昭和二十九年運輸省令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「海洋気象台」を削る。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(気象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

この省令の施行の際現に気象等証明及び鑑定規則第一条の規定により当該依頼により証明又は鑑定を受けようとする事実が発生した場所を管轄する気象官署(第二条の規定による改正後の同令第一条に規定する気象官署をいう)に対してされた依頼のみなす。

(気象等証明及び鑑定規則の一部改正に伴う経過措置)

この省令の施行の際現に気象台に対しても、同項の規定により当該依頼により証明又は鑑定を受けようとする事実が発生した場所を管轄する気象官署(第二条の規定による改正後の同令第一条に規定する気象官署をいう)に対してされた依頼のみなす。

○国土交通省令第八十一号

国土交通省設置法(平成十一年法律第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十二号

国土交通省設置法(平成十一年法律第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十三号

国土交通省設置法(平成十一年法律第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十四号

国土交通省設置法(平成十一年法律第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十五号

国土交通省設置法(平成十一年法律第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十六号

国土交通省設置法(平成十一年法律第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十七号

国土交通省設置法(平成十一年法律第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十八号

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。